

2006年6月23日公表  
2007年3月30日改訂  
2007年7月18日改訂  
2008年5月12日改訂  
2009年4月1日改訂  
2014年4月1日改訂

## 日本スポーツ仲裁機構の運営及びそのもとでのスポーツ仲裁又は調停手続に関する 法律家の中立性の確保についての指針

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下、「JSAA」という。)は、スポーツに造詣の深い法律家が、JSAA の運営者およびそのもとでのスポーツ仲裁手続の仲裁人・代理人、又はスポーツ調停手続の調停人・助言者・代理人として、積極的に参画することが重要であると考えられる。ただし、そのことがスポーツ仲裁又は調停の公正性をいささかでも害することがあってはならない。そこで、この指針を作成し公表する。

1. 代表理事(機構長)は、その任にある期間中、競技団体及び選手団体並びにそれらと密接に関係する団体の理事等の役員、これらの団体及び選手の顧問弁護士その他これらに準ずる地位に就いてはならない。代表理事(機構長)はまた、JSAA のもとでのスポーツ仲裁手続の仲裁人・代理人、又はスポーツ調停手続の調停人・助言者・代理人になってはならない。
2. 執行理事、顧問、事務局長及び事務局員は、その任にある期間中、JSAA のもとでのスポーツ仲裁手続の仲裁人・代理人、又はスポーツ調停手続の調停人・助言者・代理人になってはならない。
3. 理事・監事は、その任にある期間中、JSAA のもとでのスポーツ仲裁手続の仲裁人、又はスポーツ調停手続の調停人・助言者になってはならない。
4. 仲裁人、調停人、又助言者候補者が競技団体若しくは選手団体又はそれらと密接に関係する団体の理事その他の役員、これらの団体の顧問弁護士その他これらに準ずる地位に就いている場合、その者がその団体等を当事者とする仲裁手続又は調停手続における仲裁人、調停人、又は助言者となることは、スポーツ仲裁規則第20条第1項及び第2項\*、ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第23条第1項及び第2項\*\*、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第23条第1項及び第2項\*\*\*、日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則第21条第1項及び第2項\*\*\*\*、加盟団体スポーツ仲裁規則第20条第1項及び第2項\*\*\*\*\*、又は特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則第14条第1項及び第2項\*\*\*\*\*に定める独立性、公正性等に反するものとする。仲裁人、調停人、又助言者候補者が JSAA のもとでのスポーツ仲裁手続、又はスポーツ調停手続における当事者の代理人となることについては、相手方の当事者のための法律業務をしている場合等、一般的な利益相反禁止のルールに反する場合は格別、そうでない限り、差し支えない。

注\*

スポーツ仲裁規則第 20 条(仲裁人)

1 仲裁人は、独立して、公正かつ迅速に事案の処理にあたらなければならない。仲裁人は、当事者により選定された仲裁人であっても、当事者から直接に報酬その他の利益を得てはならない。

2 仲裁事案に利害関係を有する者は、仲裁人になることができない。仲裁人は、仲裁人としての公正性に疑義を生じかねないと思われる事由があるときは、速やかにこれを開示しなければならない。

注\*\*

ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則第 23 条

1 仲裁人は、独立して、公正かつ迅速に事案の処理にあたらなければならない。仲裁人は、当事者により選定された仲裁人であっても、当事者から直接に報酬その他の利益を得てはならない。

2 当事者である競技者に係る禁止物質の治療目的使用の適用措置(TUE)の申請又はそれらに関する決定に対する不服申立を検討したことがある者その他仲裁事案に何らかの形で関与したことがある者、及び仲裁事案に利害関係を有する者は、仲裁人になることができない。

注\*\*\*

特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則第 23 条第 1 項及び第 2 項は注\*に掲げた条文と同文である。

注\*\*\*\*

日本女子プロゴルフ協会ドーピング紛争仲裁規則第 21 条第 1 項及び第 2 項は、注\*\*に掲げた条文と同文である。

注\*\*\*\*\*

加盟団体スポーツ仲裁規則第 20 条第 1 項及び第 2 項は、注\*に掲げた条文と同文である。

注\*\*\*\*\*

特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あっせん)規則第 14 条 (調停人の公正性)

1 調停人は、他からの一切の影響を受けることなく独立して、公正かつ迅速に事案の処理にあたらなければならない。調停人は、当事者から直接に報酬その他の利益を得てはならない。

2 調停事案に利害関係を有する者は、調停人になることができない。調停人は、調停人としての公正性に疑義を生じかねないと思われる事由があるときは、速かにこれを開示しなければならない。